

Ⅱ 改革プログラム

1 市民との協働によるまちづくり

(1) 協働の仕組みづくり

市民との協働を進めることにより、まちづくりの課題や将来像の共有など市民と共通の視点に立ち、真に市民満足度の高い施策の実現を目指します。

協働の仕組みづくりについては、次のような段階を踏んで進めます。

- ① 市の様々な施策や事業の計画・実施の場面で、協働の機会を積極的に作ることで協働の範囲を広げ、具体化していきます。
- ② 取り組んだ協働の実践をもとに、協働のノウハウを蓄積し、活用することや協働の経験を踏まえたルールづくりなど協働の仕組みを構築します。
- ③ 協働の実践と並行して、職員の意識啓発や庁内体制の確立を図り、構築した仕組みの効果的な運用を進めます。

(2) 市民活動の促進と支援

市民や市民が参加する団体など様々な主体が行うボランティア活動やコミュニティ活動などの取組みについて、次のような支援を行います。

- ① 市民活動を支援する場の整備
NPO、NGO¹を含む多様な市民活動に必要な情報提供や人材育成など市民の主体性を尊重しながら、支援する機能の充実や支援する場の整備を進めます。
- ② 市民活動に必要な情報の収集・提供
様々な市民団体の活動状況や行政や民間が行う各種支援制度の情報など、市民活動に必要な情報を収集し提供します。
- ③ 相互交流とネットワーク化の促進
市民活動の相互交流とネットワーク化の促進を図るための場の創出などに努めます。
- ④ コミュニティ活動の活性化の促進
自治会活動等、地域に根ざしたコミュニティ活動の活性化が図られるよう活動の機会や場所を提供するなどの支援を行います。
- ⑤ 企業による社会貢献活動の促進
企業も地域社会に貢献することが求められるという認識から、ボランティア活動への参加や

1—NGO:Non-Governmental Organizationの略。非政府組織。一般的には、国際協力や国際交流など、国境を越えて活動する団体を指す場合が多い。

支援、企業施設の市民への開放など、企業が自主的に社会貢献に参画する機運を醸成します。

(3) 市民との情報共有

市民自治を更に推進するには、行政が保有する情報は市民のものであることを再認識し、個人情報情報の取扱いには十分留意しつつ、市民との情報共有を積極的に進め、協働の関係を構築することが重要です。

このため、全庁的な情報収集・情報発信システムにおいて、市民等の問い合わせなどの傾向を集約し、市民が求める情報を容易に提供できる仕組みづくりに活かします。また行政内の情報管理についても、市民が求める情報に着目した整理を行い、組織の縦割りにとらわれない新しい情報管理を構築していく必要があります。

さらに、政策づくりの情報についても、事業の計画・実施・結果の各段階において、透明性を確保するとともに、わかりやすい情報提供に留意しつつ、多くの市民が市政に参加できる双方向のシステム構築も検討していきます。

(4) 区民会議²の充実

本市では、協働を基本理念とし、区民の意見を区政に反映するとともに、地域の様々な課題の解決を図り、区の特徴を活かした魅力あるまちづくりの実現を目的として、各区に区民会議を設置しています。

区民会議は、行政との協働のもと、防犯、子育て、環境、コミュニティの形成など、地域課題に即した様々な分野で実践的な活動を行うとともに、魅力あるまちづくりのための提言活動などを行っています。

さらに、行政と区民会議やコミュニティ会議など様々な公益的な活動を行う市民活動団体との連携、協働によって、公共サービスの多角的な提供を図っていくため、今後も、区民会議を充実していきます。

2 民間活力の導入

(1) 民間委託等の推進

多種多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応するためには、市が直接実施しなければならない事務事業か、民間活力を導入して実施する事務事業か、行政と民間の役割分担について十分な検討を加え、その検討結果に基づき、地方公共団体における行政の担うべき役割分担の見直しを行います。

そして、「民間にできることは民間に」という観点から民間委託等を推進し、民間活力を積極的に導入していくことにより、市民サービスの向上や行政運営の効率化を推進していきます。

2—区民会議：各種団体や公募などの委員で構成され、地域の課題についての協議や提言を行う一方、行政との協働によるまちづくりなどの活動を行うもの。

なお、民間委託等の実施に当たっては、事業の透明性を確保するとともに、個人情報の保護³や守秘義務⁴に十分留意し、適切な評価・管理を行います。

(2) 指定管理者制度の活用

市民の福祉の増進を目的に市が設置した公の施設⁵の管理運営について、従来は、市の出資団体や公共的な団体のみに管理を委託してきましたが、地方自治法の改正により指定管理者制度が導入されたことに伴い、民間事業者やNPOなども管理を代行することが可能となりました。また、この制度は、指定管理者に利用の許可なども含めた包括的な管理運営を任せることができるので、民間事業者等の能力やノウハウを幅広く活用することで、施設を効果的、効率的に管理運営し、利用者の満足度を上げるとともに、管理経費の節減などが図られるものです。

公の施設におけるサービスの担い手が多様化する中で、本市においてもすべての施設について、その「あり方」を検証し、法的な制約があるものなどを除いては、指定管理者制度を活用してより効果的、効率的な管理を行い、市民サービスの向上を図ります。

(3) PFI⁶等による民間活力の導入

本市では、平成14年度に「さいたま市PFI活用指針」を策定し、一部の施設でPFIの導入をしました。これは、「同じコストをかける場合は、サービスを向上させて提供する」また「同じサービスを提供する場合は、コストを下げる」という基本的な考え方にに基づき、導入を検討するものです。今後も、公共施設等の新設に際しては、PFI検討委員会においてPFIの導入が適切であるか幅広く検討していきます。

このほか、民間活力の導入によって、より一層公共サービスの提供に重点を置いた施策を行い、民間ができることはできるだけ民間に任せることにより、「より質の高いサービスをより低いコストで提供する」とともに、行政と民間のパートナーシップによるまちづくりを目指します。

3 分権型社会に対応した行政体制の確立

(1) 局長・区長への権限移譲

市民の様々なニーズの把握とそれに対する迅速かつ的確な対応を図るため、市役所内での分権を行い、局長・区長の意思決定の権限を拡充することを検討します。

政令指定都市へ移行して数年が経ち、あらためて各局の業務体制や区のあり方を検証し、その結果を踏まえて、局長・区長に必要な権限の内容について精査を行います。

3—個人情報の保護：行政が保有する個人の情報やプライバシーを保護すること。

4—守秘義務：業務上知り得た秘密を守る義務。公務員の場合、法律で義務づけられている。

5—公の施設：住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために地方公共団体が設ける施設。(公園、体育館、文化会館、図書館、博物館等)

6—PFI：Private Finance Initiativeの略。民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うことで、効果的・効率的に公共サービスを提供する有効な手段。

具体的には、局長・区長の判断で効率的な事業の執行が可能となるような予算、人事等についての権限の移譲について検討を行います。特に、区役所は、区民にとって最も身近な総合行政機関であることから、地域特性を活かした地域振興や区民の要望に対応する区の自主執行予算の更なる拡充に向けた検討を行うとともに、区役所と区民が協働して、地域課題に対する主体的な取り組みができるように検討します。

(2) 効率的な組織・機構の整備

少子高齢化等の社会情勢の変化や厳しい財政状況の中で、スクラップ・アンド・ビルド⁷を原則とした、効果的かつ効率的に事務事業を処理し得る組織の整備を図ります。

- ① 所期の目的を達成した組織や必要性の薄れた組織・機構の見直し
- ② 社会の変化や多様化する市民の要望に迅速に対応できる組織の編成
- ③ 個々の職員の責任と権限を明確にし、市民にとってわかりやすく利用しやすい組織を編成

(3) 職員の適正配置の推進

本市を取り巻く厳しい行財政状況等を踏まえ、市民の信頼に応え得る新たな定員適正化計画⁸を策定します。この計画は、今後の新規事業による業務増を精査しつつ、次に掲げる項目に沿った適正配置を推進することにより職員数の純減を図るものとし、具体的な削減数については、年度ごとに数値目標を掲げるものとします。

① 事務事業の徹底した見直し

事務事業が真に市民ニーズに基づいた必要性の高いものであるか、地域との協働関係の構築により行政の責任領域の見直しが可能であるか、IT⁹化の推進による合理化が可能かなど多角的な検討を行います。また、併せて各課所の適正配置数の見直しを定期的に行います。

② 民間委託の積極的な検討

施設管理などこれまで委託化を推進してきた領域にとどまらず、定型的な事務処理などについても民間委託の可能性を検討します。

③ いわゆる「団塊の世代」¹⁰の職員の大量退職に対応した計画的な職員の任用の実施

大量の退職者を見定めて、幹部職員の計画的な登用を図るとともに、採用者数については、平準化を図ります。また、再任用職員¹¹を積極的に活用することにより、一層効率的な人員配置を行います。

7—スクラップ・アンド・ビルド：行政をスリム化させ、予算や組織の拡大を防ぐため、新しいものを立ち上げる場合、それとあわせ目的を達成したものや効果が薄れたものを統廃合すること。

8—定員適正化計画：地方公共団体が、簡素で効率的な行政を目指すため、職員の数や抑制するとともに、職員を適正に配置するために定める計画。

9—IT：Information Technologyの略。コンピュータやインターネットなどの情報通信技術とその応用、利用などに使用される様々な情報システムや技術手法の総称。

10—団塊の世代：昭和22年～24年生まれのいわゆるベビーブーム世代のこと。60歳定年制により数年後には多くの退職者が見込まれる。

11—再任用職員：定年退職者等の行政経験・知識等を有効活用するため、従前の勤務実績に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定めて採用する職員。

(4) 職員の意識改革と能力開発

本市では、政令指定都市移行に伴い国・県から多くの事務が移譲されるとともに、権限や財源が大幅に拡大されたことから、新たな行政経営感覚を持ち、本市を取り巻く様々な環境の変化や直面する行政課題に迅速かつ的確に対応できる職員の育成が急務となっています。

このため、職員の発揮能力と実績を重視する新たな人事評価¹²を導入するとともに、職員の適性・志向等を踏まえたキャリア形成¹³を目指し、計画的な人事異動を実施します。

また、庁内公募制度等による若手・中堅職員の登用システムの構築や民間企業等職務経験者の採用等を積極的に行い、職員の意識改革を更に進めていきます。

一方、行財政改革を進めていくなかで、限られた財源や人材を有効に活用し、円滑な行財政運営を維持していくためには、職員の能力開発が不可欠であることから、マネジメント能力¹⁴や政策形成能力を向上させる研修をはじめ、時代に即した研修を重点的に実施します。

(5) 給与・福利厚生制度の見直し

① 給与制度の見直し

市民の納得が得られるよう、給与制度・運用・水準の適正化を推進します。

新たな人事評価制度の導入とあわせて、職員の発揮能力と実績が反映される昇給制度に改革するとともに、社会経済情勢の変化に対応した諸手当の見直しを行い、適正化を図ります。特に、特殊勤務手当¹⁵については、総合的な点検を実施し、制度の趣旨に合致しなくなったものについて、早急に見直しを行います。

② 福利厚生制度の見直し

福利厚生制度については、地方公務員法に定める職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業の区分を明確にするるとともに、市民の理解が得られるよう適切かつ公正な事業とするため、点検・見直しを行います。

見直しに当たっては、他の地方公共団体との均衡、財政負担等にも考慮しつつ、適正な福利厚生制度となるよう検討を行い、効果的・計画的な事業の展開を図ります。

(6) 外郭団体¹⁶等改革の推進

外郭団体は、市と密接に連携し、行政を補完して公共サービスを提供するなどの目的から市が出資し、設立している団体です。しかし、社会経済情勢が急激に変化する中で、公共サービスのあり方が見直され、本市でも団体の設置目的やあり方の妥当性について検証をし、見直しを図る

12—新たな人事評価：これまでの年功序列型の人事ではなく、職務を通じて発揮した能力や意欲・態度、業績を適正に評価し、人材育成を図ること。

13—キャリア形成：関連する職務経験の積み重ねを通して、職務能力を作り上げていくこと。

14—マネジメント能力：コスト意識に基づいて、企業経営方式で部下を管理する能力。(経営管理能力)

15—特殊勤務手当：著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要として、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でない場合、その従事する職員に支給される手当

16—外郭団体：市が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している団体及び市が人的又は財政的援助を行っている団体。

必要があります。

本市では、平成17年3月に「外郭団体の改革及び運営に関する指針」を策定し、各団体のあり方の見直しの方向性を示すとともに、団体が本来独立した経営主体であるとの再認識のもと、団体自ら積極的に改革・改善に取り組み、健全で自主的・自立的な経営基盤を確立していくための方策を示しています。具体的には、定期的な事業評価の実施や、評価結果に基づく経営改善計画の策定などを通じて、事業の効率化や職員の人事管理・給与制度の見直し、団体運営の透明性の確保等を自らの責任において取り組むこととします。

また、市の支援についても団体の事業規模や事業内容、経営状況などから市職員の派遣の必要性を再度点検するとともに、団体の自主的な経営努力を促す観点から財政的な支援についても徹底的に見直しを図ります。

4 IT等を活用した行政サービスの推進

(1) 利便性の高い行政サービスの提供

市民の立場に立った利便性の高い行政サービスを提供するために、ITを活用した行政サービス、業務の効率化による添付書類を含めた手続きそのものの簡素化・合理化、業務の民間委託等の推進、民間活力の導入の徹底などを図っていきます。

特にITを活用することにより、市民がいつでもどこからでも、必要な情報を入手ことができ、また、市民と行政の双方向のコミュニケーションが図れる情報化社会にふさわしいシステムを整備し、多様化・高度化する市民個々のニーズを的確に把握して、市民の視点に立った利便性の高い行政サービスの展開を図り、市民満足度の向上を目指していきます。

(2) 行政評価¹⁷に基づく新予算編成システムの構築と運用

本市では、行財政資源を効果的に配分し、簡素で効率的な行政運営を確立するシステムの構築を目指して、平成15年度から事務事業評価¹⁸を導入し、生活者の視点に立った成果重視、コスト重視の行政運営に努めています。

今後は、総合振興計画に掲げる本市の将来像を実現するために、政策・施策、事務事業を総合的に評価し、評価と予算編成が一体となった新予算編成システムを構築します。

また、評価の結果は、都市経営戦略会議において、次年度に優先的に推進する施策や重点化事業等を決定する基礎情報として活用していきます。

17—行政評価：各政策・施策・事務事業の効果や将来性などを総合的に検証、分析し、予算や人員などの行財政資源を最も効果的に配分するための手法。

18—事務事業評価：市の事務事業に対して前年度の費用対効果等を評価し、今後の改善策を検討するという事務改善の手法。

5 健全な財政運営の確保

(1) 事業、既存施設等の再編、廃止

市民のニーズや価値観の多様化が進む一方、現在の社会経済情勢により市税の大きな伸びが期待できない中では、限られた資源を有効に活用して最大の効果を得ることが重要です。そこで、本市の施策や事業については、市として実施する事業の必要性などについて改めて検証します。公共事業については、社会情勢や周辺環境の変化等を把握した上で、より客観的な観点から事業の優先性や必要性を検討し、併せて事業の効率性と透明性を高めます。

また、施設機能の転換、供用時間の延長などによって、可能な限り既存施設の有効活用を図ることとします。その上で、利用率の低下や必要性の薄れた施設については、転用や廃止を積極的に行います。

(2) 公共事業におけるコスト管理の徹底

公共事業におけるコスト管理には、次の視点で業務に取り組むことが必要不可欠です。

① 公共工事コスト縮減計画の一層の推進

限られた財源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を上げるため、「公共工事コスト縮減対策に関するさいたま市行動計画」を策定し、全庁的な取組みを実施しています。公共工事の計画、設計、施工及び維持管理の一連の作業の中で、すべての過程において見直すことで、総合的なコストの縮減を図ります。

② 道路、建築物、設備等公共施設の維持管理

行政、民間、NPO等の共同管理や業務の集約化などによるランニングコスト¹⁹の削減を図ります。また、将来に向けて、設計・施工、維持補修の平準化を検討し、ライフサイクルコスト²⁰を考慮した計画を策定します。また、既存施設については、費用対効果を高めるため適切な時期に適切な維持補修を行います。

③ 公共施設の適正配置及び管理運営の合理化

公共施設の新設については、その機能・役割分担を明確にし、運営方法や維持管理経費、周辺施設の状況を勘案して適正な配置を行います。

管理運営については、市民サービスの向上と運営の効率化に留意し、指定管理者制度の導入や民間委託などを推進します。

(3) 自主財源の確保・拡充

市税については、口座振替の加入促進及び日曜納税窓口等による納税機会の充実を図るとともに、公平な市民負担の観点から滞納整理の強化を行い、安定した歳入の確保に努めます。

また、起業支援や新産業の創出、既存産業の振興、企業誘致などに積極的に取り組むことによ

19—ランニングコスト：施設などを維持していくために必要な経費。

20—ライフサイクルコスト：建物などに対して建設から維持、運用、廃棄にいたるまでの総費用のこと。

り、経済の振興、雇用の促進に努め、安定的な税収の確保を目指します。

さらに、三位一体の改革については、真の地方分権時代にふさわしい地方税財政基盤の確立に向けた改革を継続し、消費税や法人税も含めた基幹税による税源移譲を早期に実現するように、県や他の政令指定都市とともに国に働きかけていきます。

また、未利用市有地や既存公共施設などを有効活用し、新たな自主財源の確保に努めます。

(4) 市民負担等のあり方の見直し

増大する行政需要のうち、市民に対して応益の観点から必要な費用負担を求めることがより公平性があると判断される行政サービスに対しては、受益と負担の関係の見直しを進めます。

使用料等については、本市をはじめとした地方公共団体の厳しい財政状況はもとより、受益とコストの均衡、市民負担の適正化や公平性、そして、受益者負担の原則²¹に立ち改めて検証します。その際には、施設の利用実態や利用者からの意見なども考慮しながら、著しく受益者負担の低いもの、あるいは他の地方公共団体における類似施設や民間施設等の使用料等の額と比較して差の大きいものについて、その適正化に努めるべく額の改定を積極的に検討します。

なお、現在無料の各種行政サービスについても、受益者負担の適正化や公平性の観点から、有料化を含め慎重に検討します。

また、市が行政上の目的を持って民間等の活動を育成するために給付する補助金については、従来からの制度を単に継承し、長期化、固定化することなく、その効果が低くなったもの、役割が薄れたものについては、補助金額の見直しや、時代の要請にあった補助制度の改変を進めます。

(5) 公営企業²²の健全運営

公営企業の経営にあっては、中期経営計画の策定などによる計画的かつ効率的な経営とともに、料金の適正化による収入の確保などを図ることによって、経営基盤を強化し、健全な経営を推進します。

企業経営の透明性をより一層高めるため、行政評価等の実施、財務内容など経営に関する情報などの積極的な開示を行います。情報開示に当たっては、会計制度や事業内容等を市民にわかりやすく開示するとともに、類似の公営企業などのデータを加え、市民の理解、評価が容易にできるよう工夫するものとしします。

また、組織や事務事業の見直し、民間委託の推進等により、引き続き定員管理の適正化に努めます。

21—受益者負担の原則：行政サービスの効果が一部の個人や企業のみならず、費用の一部を当該個人等に負担してもらうこと。

22—公営企業：地方公共団体が経営する企業。事業にかかる経費をその事業経営に伴う収入で賄うという独立採算を原則としている。